

議案第10号

調布市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月28日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付手続を改めるため、提案するものであります。

調布市印鑑条例の一部を改正する条例

調布市印鑑条例（昭和 5 5 年調布市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条の規定による証明を受けようとする者は、自ら多機能端末機（調布市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に次の各号のいずれかに掲げるものを使用して、規則で定める方法により市長に申請することができる。
- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）
- (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備（電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備をいう。）

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）第 4 9 条の規定の施行の日から施行する。